

施策評価シート (平成31年度の振り返り、総括)

作成日 令和2年 06月 19日

施策 No.	2	施策名	良好な市街地の形成
主管課名	都市計画課	電話番号	0285-83-8152
関係課名	総合政策、社会福祉課、商工観光課、建設課、区画整理課、下水道課、水道課		

施策の対象	市街化区域 市街化区域の住民								
対象指標名	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度実績	31年度見込
市街化区域面積	ha	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678	1,711
市街化区域の人口	人	45,273	45,594	45,871	46,437	46,724	47,043	47,113	47,360

施策の意図	住環境水準（街路、公園緑地等）の向上を図る。 良好な街なみ（景観、水辺空間等）の形成を図る。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法（算定式など）	都市計画課の調査データによる。 市民意向調査による。 住環境水準の向上を図る指標として市街化区域の整備率（第1～第5工業団地を含む）、市街化区域一人当たりの公園面積、都市計画道路整備率を使う。								
成果指標名	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度実績	31年度基本計画目標値
市街化区域整備率 補足事項あり	%	74.2	74.5	74.8	74.8	75.1	75.4	75.7	76.2
市街化区域一人当たりの公園面積	m2	10.0	10.0	9.9	9.8	9.9	9.9	9.9	10.3
都市計画道路整備率	%	85.6	85.6	85.7	85.9	87.0	87.0	87.0	88.0
良好な市街地と感じる割合	%	81.7	83.0	80.7	79.1	83.8	80.8	82.7	84.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	市民は、公共事業などのまちづくりへの積極的な参加・提案をする。 行政は、都市基盤の整備を促進し、良好な都市環境形成を図る。
-------------------------	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・市街化区域の整備率は、令和元年度が75.7%で、平成29年度75.1%と比較して0.6ポイント上昇している。これは、長田が完了し、亀山北、中郷・萩田土地区画整理事業の整備が進んだことによるものである。

・1人当たりの公園面積については、令和元年度が9.9平方メートルで、平成29年度9.8平方メートルと比較して同水準である。なお、公園面積は国が示す一人当たりの標準公園面積5平方メートルに対し、約2倍の水準にある。

・都市計画道路整備率は、令和元年度が87.0%で、平成29年度87.0%と比較して、同水準である。

（2）近隣他市との比較

・土地区画整理事業の整備率は51.0%で、14市中1位と高い水準にある。

（線引きされた区域の県内平均整備率：25.9%）

・1人当たりの公園面積は、都市データパック「住みよさランキング」より、全国で812市中68番目と高い水準にある。

・都市計画道路整備率は87.0%で、14市中1位と高い水準にある。

（県内平均整備率：67.4% 平成31年3月31日現在）

（3）住民期待水準との比較

・市街化区域内の「良好な市街地、どちらかといえば良好」と感じている人が82.7%と高い数値であったことは、土地区画整理事業が進むとともに、道路、公園の整備や上下水道整備が進んでいることが背景にあると考えられる。

31年度の  
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・実施中土地区画整理事業は、順調に進捗している。土地区画整理事業の実施により、長田地区が完了し、亀山北、中郷・萩田地区で道路整備や、上下水道の整備が順次進められた。また、雨水対策事業として、久下田地内の雨水管渠の整備を実施している。これらのことが施策の成果に貢献し、住民の「良好な市街地だと感じる」ことにつながっていると思われる。

・公園や街路樹の維持管理では、市民から年間190件の苦情、要望が寄せられ、その多くはいたずらによる施設の破損と、毛虫や落葉などの苦情である。これらの対応については、業者に修理や防除を依頼するほか、シルバー人材センターに落葉清掃を依頼し対処している。また、公園での迷惑行為対策として、平成27年度から防犯カメラの設置を進めており、令和元年度に37公園に63台を設置した。（公園での器物破損や不法投棄、いたずら等に係る苦情は、平成30年度25件と比べ33件で、少しの増加件数に留まった。）

・生垣づくり支援事業の実績は、7件（約125m）である。また、石堀等撤去費補助事業の実績は34件（617m）である。

・市道105号線の街路樹のケヤキが高木となったことから、平成29年度から3カ年をかけてハナミズキに植替えを実施して完了した。

31年度の  
評価結果

### 3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・市街化区域においては、施行中の土地区画整理事業を中心とした地域の特色を活かした街並み形成を図るとともに、栃木県屋外広告物条例による規制や、電線地中化などによる良好な景観形成を推進する。また、人にやさしい街路や公園、上下水道の整備などにより、快適なくらしが実感できるまちづくりに努める。
- ・用途地域については、将来の街なみ形成の実現などから、まちづくりの変化を考慮し、効率的な土地利用を誘導することにより良好な市街地の形成を図る。
- ・土地区画整理事業などの進捗により、整備された公園や街路樹の維持及び道路舗装の老朽化による補修などが、経過する年数とともに増すことが予想され、良好な市街地形成のため、適正な保全と維持管理に努める。
- ・高木や老木となった街路樹については、落枝や倒木等が起きないように地域と協議しながら、新たな樹木に植替えへの転換を図る。
- ・市内の公園、広場等において、市民が安全安心に利用できるよう、若者のたむろや公園等施設の破損など犯罪防止のため、平成29年度から3ヵ年事業で青色回転灯搭載車による夜間巡回防犯パトロールに替えて24時間監視可能な防犯カメラの整備を進め、令和元年度に完了した。引き続き新たな公園等が整備された場合には、防犯の向上が必要性に応じて監視カメラの設置を検討する。
- ・生垣づくり支援事業は緑化推進のほか、ブロック塀等に比べると地震による倒壊の危険性がなく、防災上も有効なことから、石塀等撤去費補助事業と併せ、引続き普及促進のため周知に努める。
- ・少子高齢・人口減少社会の進展に対応しながら、地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくりを推進するため、令和元年度に真岡市立地適正化計画を策定し、居住や医療・福祉・商業などの都市機能の立地誘導を図って行く。また、居住環境区域や居住維持区域の整備についても検討していく。
- ・令和元年度に真岡市景観計画の策定と真岡市景観条例を制定し、地域の景観資源の保全や建築物・工作物のデザイン、色彩などに対して規制・誘導を図り、景観によるまちづくりを推進する。

#### 【増補版に関する事項】

##### ・中心市街地リノベーション事業

魅力ある市街地の創出を図るため、平成30年度に地域住民を対象にまちづくりに係る意向調査及び現況調査を実施した。これらをもとに、令和元年度は地域と話し合いしながら、まちなか居住のための基盤整備や、道路と街並みが調和した沿道整備などの事業手法を検討し、中心市街地の将来像やまちづくりの方向性をまとめた中心市街地リノベーション基本的な構想をとりまとめた。今後は基本構想のもと、事業の優先順位を考慮した基本計画策定に着手する。

また、主要幹線道路の未整備地区に対しては、地域説明会を開催して意向を調査しながら、必要な整備手法を検討していく。

31年度の  
評価結果

## 補足事項

成果指標における市街化区域整備率の補足説明

【土地区画整理事業の整備完了済みの面積（906.1ha）とは、現在施行地区で整備工事が完了した面積も含む】

$$\begin{aligned} \text{市街化区域整備率} &= \{ \text{土地区画整理事業の整備完了済みの面積} (906.1\text{ha}) + \\ &\quad \text{第1～第4工業団地面積} (363.4\text{ha}) \} / \text{市街化区域面積} (1,678\text{ha}) \\ &= 75.7\% \end{aligned}$$

施策の成果水準とその背景における土地区画整理事業の整備率の補足説明

【土地区画整理事業完了地区面積（757.4ha）とは、完了した地区のみで、施工中の地区は含まない】

1. 市街化区域における土地区画整理事業の整備率

$$\begin{aligned} \text{市街化区域における土地区画整理事業の整備率} &= \text{土地区画整理事業完了地区面積} (855.3\text{ha}) / \\ &\quad \text{市街化区域面積} (1,678\text{ha}) \\ &= 51.0\% \end{aligned}$$

2. 市街化区域から第1～第4工業団地面積を除いた、土地区画整理事業の整備率

・土地区画整理事業の整備完了済みの面積（901.3ha、施行中も含む）

・第1～第4工業団地面積（363.4ha、第5工業団地は土地区画整理事業による整備のため含まない）

$$\begin{aligned} \text{土地区画整理事業の整備率} &= \text{土地区画整理事業の整備完了済みの面積} (906.1\text{ha}) / \\ &\quad \text{第1～第4工業団地面積を除く市街化区域面積} (1,678\text{ha} - 363.4\text{ha}) \\ &= 68.9\% \end{aligned}$$

3. 現在計画されている土地区画整理事業の整備率

$$\begin{aligned} \text{土地区画整理事業の整備率} &= \text{土地区画整理事業の整備完了済みの面積} (906.1\text{ha}) / \\ &\quad \text{土地区画整理事業の施行面積} (922.1\text{ha}) \\ &= 98.3\% \end{aligned}$$